SUBARU

PRESS INFORMATION

2009年6月1日

富士重工業 「自動車リサイクル法」による 2008 年度再資源化率等の実績を公表

富士重工業は、2005 年 1 月から施行された自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づく 2008 年度(2008 年 4 月~2009 年 3 月)における再資源化等の実績を公表します。

2008 年度の実績は、シュレッダーダスト*1 (以下ASR)では 206,048 台 (31,540.7 トン)を回収、24,498.8 トンを再資源化しました。よってASR再資源化率は 77.7%となり、2015 年度法定基準である 70%を達成しました。

またエアバッグ類は 60,287 台を引取り、12,358.5 kgをリサイクル施設に投入し、11,666.6 kgを再資源化しました。再資源化率は 94.4%となり、法定基準の 85%を達成しています。

フロン類は 154,429 台を (46,969.5 kg) を引取り、適正に処理を行いました。

*1使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破砕残さ

再資源化等に要した費用は総額 1,584,820,651 円、資金管理法人から払渡しを受けた預託金は総額 1,616,720,404 円であり、全体収支は 31,899,753 円の黒字となりました。

富士重工業では、使用済自動車から発生するASR、エアバッグ類、フロン類の3品目の引取・再 資源化が、今後も確実かつ円滑に行われるよう取り組み、高い水準のリサイクル率を安定的に維持 することを目指します。

以上

2008 年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2008年4月1日 ~ 2009年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類	
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度~2009年度) 50%以上(2010年度~2014年度) 70%以上(2015年度~)	85%以上	
	実績	77. 7%	94. 4%	

3. 再資源化等の状況

	ASR		エアバッグ類		フロン類 ※3	
引取台数	指定引取場所での 引取台数 ※4	192, 199 台	取外回収台数	13, 262 台	CFC 引取台数	25, 234 台
			車上作動台数	46,841 台		
	委託全部利用投入 解体自動車台数 ※5	13, 849 台	一部取外回収/	184 台		129, 195 台
	숌 計	206, 048 台	合 計	60, 287 台	合 計	154, 429 台
引取量	ASR 引取重量①	29, 308. 9 t	取外回収個数	18, 038 個	CFC 引取重量	6, 592. 5kg
	委託全部利用引渡 ASR 相当重量②	2, 231. 8 t	車上作動個数	96, 074 個	HFC 引取重量	40, 377. 0kg
	슴 計	31, 540. 7 t	合 計	114, 112 個	合 計	46, 969. 5kg
再資源化重量	再資源化施設 ※6 ASR 投入重量 ③	25, 058. 3 t	再資源化施設引取重量⑦	12, 358. 5 kg		
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量④	2, 754. 8 t				
	委託全部利用投入 ASR 相当重量⑤	2, 231. 8 t	本次海ル舌星の	11, 666. 6 kg		
	委託全部利用 排出残さ重量⑥	36. 5 t	- 再資源化重量⑧			

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	ASR	エアバッグ類	フロン類	合 計
払渡しを受けた預託金の額	1, 176, 021, 202 円	109, 581, 816 円	331, 117, 386 円	1, 616, 720, 404 円
再資源化等に要した費用	1, 152, 927, 647 円	106, 956, 965 円	324, 936, 039 円	1, 584, 820, 651 円
収支	+23, 093, 555 円	+2,624,851円	+6, 181, 347 円	+31,899,753円

[注記]

- ※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、 使用済自動車から有用資源を回収した後に 残る破砕残さ。
- ※2. 再資源化率

- ※3. CFC (=特定フロン CFC12)・HFC (=代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。富士重工業は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- ※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- ※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者) が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- ※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。